

学校いじめ防止等基本方針

坂東市立中川小学校

このたび、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされた。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

「中川小学校いじめ防止等基本方針」はこれを受け、中川小学校のいじめ防止推進に向け策定した。

1 目 的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭）、PTA会長、学校評議員、分館長、分館主事、区長会長、交通安全母の会会長で構成する。
- ② 本協議会は、年間1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、私たちの道徳、自作教材の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑦ 無言清掃、ボランティア活動の推進
- ⑧ 児童が主役で進める学校行事の展開

(2) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

- | |
|---|
| <p>ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。</p> <p>イ 課題をこう変えたいという目標（1年後・半年後・学期の修了時）を設定する。</p> <p>ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。</p> <p>エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。</p> <p>オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。</p> <p>カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。</p> |
|---|

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(3) 早期発見のための措置

- ① 定期的な生活アンケート調査（毎月1回，各学級）
- ② 定例情報交換会（毎週1回，木曜日放課後）
- ③ チェックリストの活用（学期1回，各学級）
- ④ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）
- ⑤ Q Uテストの活用

(4) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔個別面談（学期1回，各学級）〕
- ② チャンス相談（適宜）

(5) 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	境警察署生活安全課
分館長	分館主事	区長会長
		交通安全母の会会長

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の児童指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け，保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童，被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童，被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。 |
|---|

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票，聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
 - ・いじめにより生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。
- (6) 懲戒，出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし，見守り体制の構築する。

8 いじめ防止等基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対する，より実行性の高い取り組みを実施するために，基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等について適宜見直し，改訂していく。